

地方消費者行政の現況（ポイント） 平成30年10月

出典：消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/status_investigation/2018/pdf/status_investigation_2018_181026_0001.pdf）

1. 消費者行政予算の状況

（1-1）消費者行政予算の推移：平成30年度当初予算は前年比減。うち自主財源は前年比増

（単位：百万円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 （注1）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度差	増減率
全自治体計	14,530	19,472	20,708	19,409	17,961	17,770	17,510	17,774	18,470	17,000	▲ 1,470	▲ 8.0%
基金及び 交付金	1,417 (9.8%)	7,215 (37.1%)	6,986 (33.7%)	5,679 (29.3%)	4,963 (27.6%)	5,118 (28.8%)	4,914 (28.1%)	5,784 (32.5%)	6,161 (33.4%)	4,165 (24.5%)	▲ 1,996	▲ 32.4%
自主財源	13,114 (90.2%)	12,257 (62.9%)	13,723 (66.3%)	13,730 (70.7%)	12,997 (72.4%)	12,652 (71.2%)	12,585 (71.9%)	11,990 (67.5%)	12,309 (66.6%)	12,836 (75.5%)	527	4.3%

※ 当初予算ベース。

※ 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金（基金）から地方消費者行政推進交付金へ移行し、平成30年度当初予算以降は、地方消費者行政強化交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度以降は基金と交付金の合計額となっている。

（注1）平成23年度予算のみ最終予算ベース。

（1-2）消費者行政予算の推移：平成29年度最終予算は前年比増（V-1(3)②）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度差
全自治体計	16,439	19,350	20,708	20,441	18,763	17,980	17,295	17,355	17,921	566
基金及び 交付金	4,263 (25.9%)	6,891 (35.6%)	6,986 (33.7%)	6,911 (33.8%)	6,442 (34.3%)	5,873 (32.7%)	5,398 (31.2%)	5,651 (32.6%)	5,924 (33.1%)	273
自主財源	12,177 (74.1%)	12,459 (64.4%)	13,723 (66.3%)	13,530 (66.2%)	12,322 (65.7%)	12,108 (67.3%)	11,897 (68.8%)	11,704 (67.4%)	11,997 (66.9%)	293

※ 最終予算ベース。

※ 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金（基金）から地方消費者行政推進交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度以降は基金と交付金の合計額となっている。

（2）消費者行政予算のない市区町村数：平成30年度は前年比増（V-1(4)③）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市区町村数	223	144	114	139	135	138	141	160	125	132

※ 平成29年度までは最終予算であり、平成30年度は当初予算である。

※ 赤枠内は「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果。

地方消費者行政の現況（ポイント） 平成30年10月

2. 相談窓口の状況

(1) 消費生活センターの数：市区町村（政令市を除く。）では前年比増（I-1(2)①）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成28年		平成29年		平成30年	
								前年差	前年差	前年差	前年差		
全自治体計	501	611	684	724	745	763	786	799	13	830	31	855	25
都道府県	123	116	113	110	106	103	102	97	▲5	94	▲3	88	▲6
（うちサブセンター数）	(76)	(69)	(66)	(63)	(59)	(56)	(55)	(50)	(▲5)	(47)	(▲3)	(41)	(▲6)
政令市	26	30	30	31	31	31	31	31	0	31	0	31	0
（うちサブセンター数）	(8)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)		(11)		(11)	
市区町村(政令市を除く)	351	462	538	579	603	624	648	661	13	693	32	725	32
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	5	5	5	10	5	12	2	11	▲1

各年4月1日現在

(2) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口（消費生活センターを含む。）の設置状況

：センター設置率は上昇している（I-1(3)）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成28年		平成29年		平成30年	
								前年差	前年差	前年差	前年差		
相談窓口設置の市区町村数	1,375	1,490	1,580	1,603	1,627	1,717	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0
（設置率）	(77.6%)	(86.1%)	(91.4%)	(93.1%)	(94.5%)	(99.8%)	(100.0%)	(100.0%)		(100.0%)		(100.0%)	
うちセンター設置	379	525	636	725	773	814	862	932	70	1,019	87	1,084	65
（センター設置率）	(21.4%)	(30.3%)	(36.8%)	(42.1%)	(44.9%)	(47.3%)	(50.1%)	(54.2%)		(59.2%)		(63.0%)	
うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	660	13	691	31	724	33
広域連携	31	63	100	148	172	192	215	272	57	328	56	360	32
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	789	▲70	702	▲87	637	▲65
うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	783	▲66	694	▲89	635	▲59
広域連携	7	6	5	9	11	10	10	6	▲4	8	2	2	▲6
相談窓口未設置の市区町村数	396	241	148	119	95	4	0	0	0	0	0	0	0
（未設置率）	(22.4%)	(13.9%)	(8.6%)	(6.9%)	(5.5%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)		(0.0%)		(0.0%)	
（参考）市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0

各年4月1日現在

※「広域連携」は、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口（消費生活センターを含む。）を設置している自治体の数。

3. 消費者行政担当職員の配置状況

(1) 消費生活相談員の配置：相談員数は前年比増、資格保有者は前年比増（Ⅱ-3(3)）

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年	
									前年差		前年差		前年差
全体	2,800	3,146	3,321	3,391	3,371	3,345	3,367	3,393	26	3,434	41	3,438	4
うち資格保有	2,140 (76.4%)	2,328 (74.0%)	2,490 (75.0%)	2,569 (75.8%)	2,549 (75.6%)	2,612 (78.1%)	2,659 (79.0%)	2,701 (79.6%)	42	2,703 (78.7%)	2	2,797 (81.4%)	94
うち消費生活相談員資格試験合格者※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	514 (19.0%)	-	967 (34.6%)	453
うち資格未保有	660 (23.6%)	818 (26.0%)	831 (25.0%)	822 (24.2%)	822 (24.4%)	733 (21.9%)	708 (21.0%)	692 (20.4%)	▲ 16	731 (21.3%)	39	641 (18.6%)	▲ 90

※改正消費者安全法（平成28年4月1日施行）第10条の3に規定する登録試験機関による消費生活相談員資格試験に合格した者。

(2) 消費者行政担当の事務職員の配置：事務職員数は前年比減（Ⅱ-2(3)）

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年	
									前年差		前年差		前年差
全体	5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	5,200	5,183	5,230	47	5,255	25	5,209	▲ 46
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	1,531	1,497	1,489	▲ 8	1,478	▲ 11	1,440	▲ 38
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	3,669	3,686	3,741	55	3,777	36	3,769	▲ 8

※ 赤枠内は「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果。

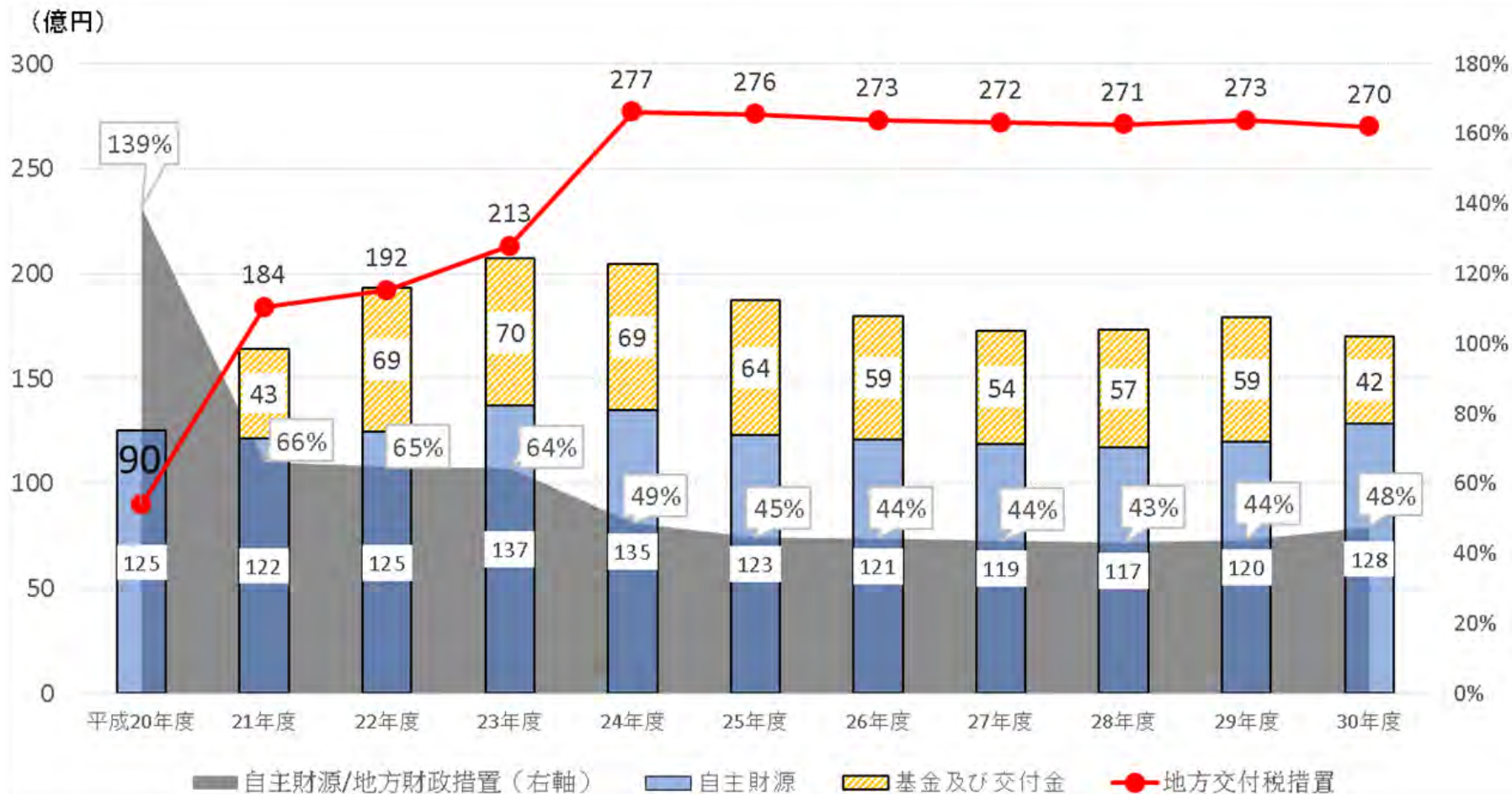
「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

出典：消費者庁 第1回地方消費者行政強化作戦
2020策定に関する懇談会(令和元年5月21日)資料
3-2より抜粋

<p>政策目標1 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年4月1日】</p> <p><未設置地方公共団体></p> <p>0市町村 → 0市町村</p>
<p>政策目標2 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口5万人以上の全市町 ・人口5万人未満の市町村の50%以上 <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引上げ(各年度)</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年4月1日】</p> <p><達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・30道府県 → 35都道府県 (507市区町 → 517市区町) ・20道府県 → 21道府県 (533市町村 → 587市町村) ・41都道府県 → 43都道府県 (1,404市区町村 → 1,452市区町村) ・24都道府県 → 26都道府県 (2,703人 → 2,797人) ・9県 → 11県 (平均参加率：90.9% → 91.8%)
<p>政策目標3 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック (東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年9月末】</p> <p><適格消費者団体数></p> <p>14団体 → 19団体(全ブロックで設置済)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」(平成29年4月25日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ」(平成29年5月15日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会」(平成30年2月5日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人えひめ消費者ネット」(平成30年6月19日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者支援かながわ」(平成30年8月3日認定)</p>
<p>政策目標4 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定 消費者教育推進地域協議会の設置 (全都道府県・政令市)</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年9月末】</p> <p><推進計画の策定></p> <p>46都道府県・15政令市 → 47都道府県・18政令市</p> <p><推進地域協議会の設置></p> <p>45都道府県・17政令市 → 47都道府県・18政令市</p>
<p>政策目標5 「見守りネットワーク」の構築</p> <p>5-1 消費者安全確保地域協議会の設置 (人口5万人以上の全市町)</p>	<p>【2017年3月末 → 2019年4月末】</p> <p><人口5万人以上の設置地方公共団体></p> <p>24市区町 → 104市区町 (人口5万人以上の全市町で設置済:2県(徳島県、兵庫県))</p>

地方消費者行政予算の推移

- 消費者庁創設以来、地方交付税措置が増額された一方、地方の自主財源は概ね横ばい。
- 地方交付税措置に対して、交付金を除く地方の自主財源は50%を下回っている。



(注) 地方交付税措置は、国から地方に交付される普通交付税(単位費用)における消費者行政経費

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体に対して、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、複数年(3年程度)の計画的な取組を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図るため、国が指定する研修への参加費等を支援する。
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

地方消費者行政強化事業(補助率：1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

○ 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

事業メニュー

(1)SDGsへの対応

- ・消費者安全確保地域協議会の構築等
- ・障害者に対する消費生活相談体制の整備
- ・食品ロス削減の取組
- ・倫理的(エシカル)消費の普及・促進
- ・消費者志向経営の普及・促進

(2)国の制度改正等に対応した重要消費者政策

- ・消費税率引上げ等への対応
- ・若年者への消費者教育の推進
- ・訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- ・法執行体制の強化
- ・風評被害の払拭のための取組
- ・公益通報者保護制度の推進
- ・適格消費者団体等の設立に向けた支援
- ・原料原産地表示制度の普及・啓発
- ・ギャンブル等依存症対策に係る取組
- ・高度情報化社会における相談対応の実施

○ 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

研修メニュー

- ・ギャンブル等依存症対策
- ・AV出演強要問題
- ・成年年齢引下げに係る法制度、消費者教育
- ・消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入
- ・放射性物質に係る食品の風評被害
- ・新たな加工食品の原料原産地表示制度
- ・仮想通貨に関する問題
- ・破産・民事再生に関する手続
- ・医療法改正を踏まえた特定商取引に関する法律の理解促進
- ・サブリースに関する問題
- ・身元保証等高齢者サポートサービスに関する相談対応力の向上
- ・チケット不正転売対策

<補助対象>

- ・消費生活相談員
- ・消費者行政担当職員
- ・教員

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率：定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業※について引き続き支援 ※被災4県及び熊本県においては、特例的に新規事業の立ち上げを支援。

地方消費者行政推進交付金の制度概要

○ 消費者庁設立と併せ、地方消費者行政の充実・強化のためのスタートアップ支援として、「地方消費者行政活性化基金」を造成。

- ① 平成26年度より当初予算化。平成29年度を新規事業の開始期限。
- ② 事業メニューごとに活用期限(主に7年間)を設ける。
- ③ 平成26年補正予算より、単年度の交付金化(基金の繰り入れ不可。)

→ 徐々に自主財源化

○地方消費者行政活性化基金

20年度2次補正 150億円 21年度補正 80億円

24年度当初 5億円(一般会計) / 3.6億円(復興特会※)

24年度補正 60.2億円

25年度当初 5億円(一般会計) / 7.3億円(復興特会※)

25年度補正 15億円

26年度当初 30億円(一般会計) / 7.0億円(復興特会※)

当初予算化

○地方消費者行政推進交付金(「骨太の方針」における基金見直しにより、単年度交付金化)

26年度補正 20億円

27年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)

27年度補正 20億円

28年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)

28年度補正 20億円

29年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)

29年度補正 12億円

※被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象

累計:約540億円

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・消費生活センターの整備(広域連携による整備を含む)
- ・専門的な消費生活相談への対応力強化(弁護士等専門家の活用)
- ・商品テスト機能の強化
- ・裁判外紛争処理機能の強化

2. 消費生活相談員養成事業

- ・消費生活相談員の計画的・集中的な養成

3. 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・消費生活相談員等の研修

4. 消費生活相談体制整備事業

- ・消費生活相談員の配置・増員、処遇改善

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- ・都道府県による市町村支援

6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・消費者教育の推進
- ・地域の見守りネットワーク推進
- ・地域のリーダー育成
- ・消費者団体の支援
- ・事業者指導や法執行強化
- ・先駆的プログラム等

7. 消費者安全法47条2項に基づく法定受託事務

- ・事業者への立入調査